

令和6年4月から

プラスチックの分別

が変わります

～製品プラスチックもリサイクル!～

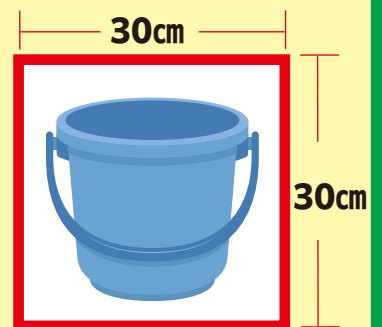
今まで「燃やすごみ」として回収していた **「製品プラスチック」** を

「容器包装プラスチック」 と一緒に回収し、資源としてリサイクルします。

◆ 資源として回収できるプラスチック

プラマークが目印の「容器包装プラスチック」に加え、
「製品プラスチック」*が対象となります。

※100%プラスチックだけでできている単一素材でおおむね30cm角以内の
大きさ、厚さ5mm以下のもの。



おおむね30cm角以内

容器包装プラスチックの例



NEW

製品プラスチック (単一素材) の例

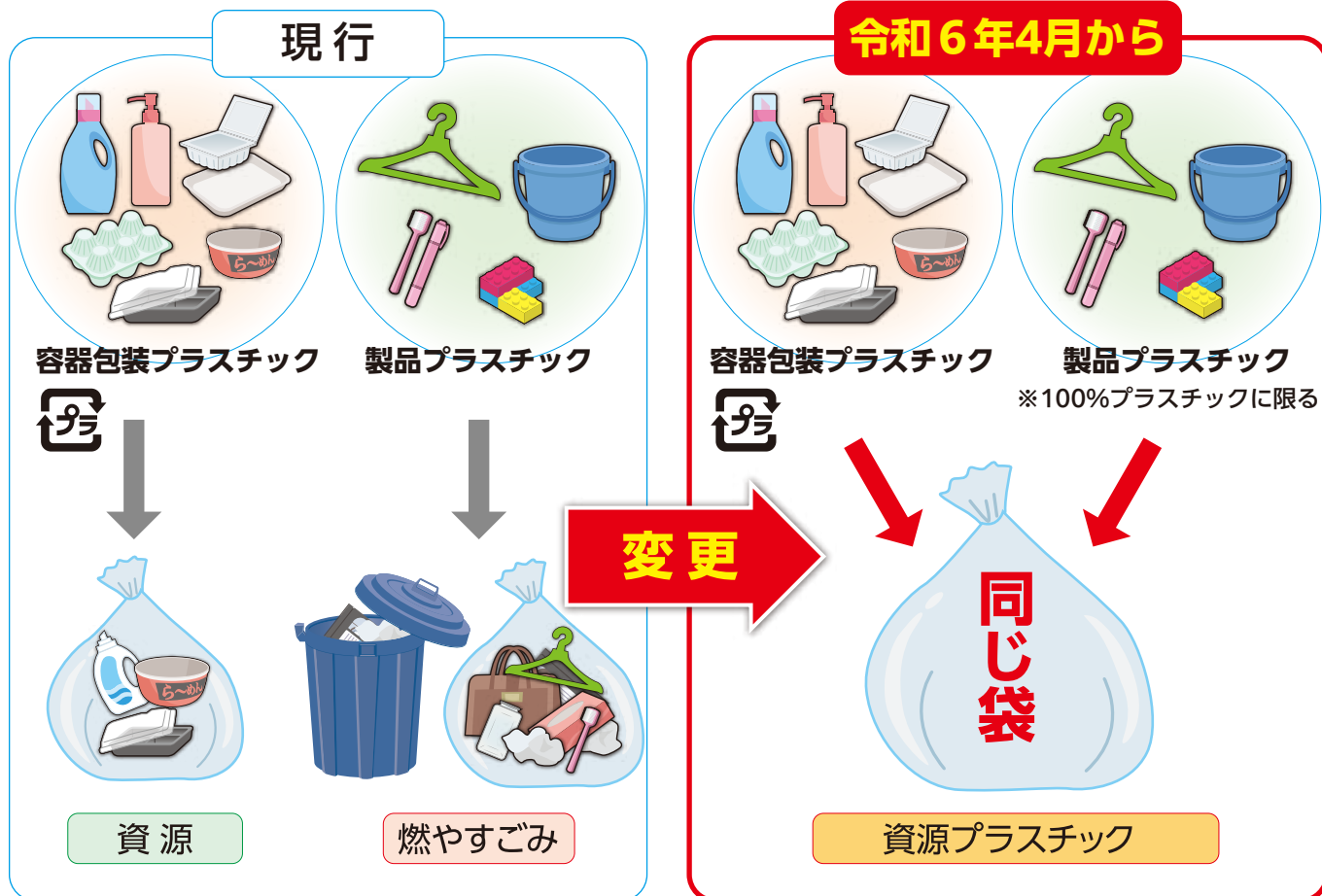


◆ 出し方

「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」を1つの袋にまとめて、

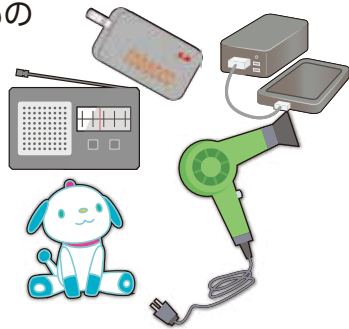
週1回 資源の回収日に資源・ごみ集積所に出してください。

資源の回収日はこれまでどおりで変更はありません。



回収できないもの
資源として

小型充電式電池が内蔵されているものや電池、電気で動くもの



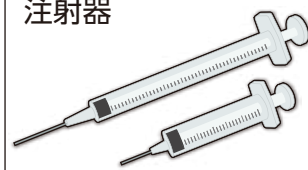
→金属・陶器・ガラスごみの日に出してください。

金属などのプラスチック以外の素材が含まれているもの



→金属・陶器・ガラスごみの日に出してください。

在宅医療で使用した注射器



内容物が残っている容器、汚れが著しいものや30cmを超えるものも回収できません。

※発火の恐れのある小型充電式電池が内蔵されているものやライターは資源プラスチックではありません。

問い合わせ先

- 新宿清掃事務所 ☎ 03-3950-2923 FAX 03-3950-2932
- 新宿東清掃センター ☎ 03-3353-9471 FAX 03-3353-9505
- 歌舞伎町清掃センター ☎ 03-3200-5339 FAX 03-5272-3494